

令和2年度 宿泊学習を前にしてのお願い

平素より、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、いよいよ宿泊学習の出発が近づいてまいりました。実施にあたっては新型コロナウイルス感染症対策について札幌市教育委員会からの通知「集団宿泊的行事の実施」に基づき実施して参ります。

また、各関係機関・旅行会社等へも対策を依頼し、本校においても安全に配慮し、対策を講じていきますが、緊急時においては、是非とも御家庭の御理解と御協力をいただきたい点がございます。

つきましては、下記の内容とQ&Aについて御確認いただき、御協力をお願いいたします。

また、この文書は6月21日付の「宿泊学習の参加確認（同意書）」において参加の決定しております御家庭に配布しています。

なお、御不明な点につきましては教頭（853-1520）まで御連絡ください。

記

- 1 旅行に当たっては万全な体調で臨むことができるように、宿泊学習実施前後の、本人および同居家族への健康観察に御協力をお願い致します。
- 2 学校側でも指導しますが、御家庭においても感染予防への御協力をお願い致します。（旅行中の手洗い、咳エチケット、マスク着用、持ち物の御準備等）
- 3 当日の朝、少しでも体調に不安がある場合や、家族に体調不良がある場合は参加を見合わせてください。
- 4 出発時を含め、その実施期間中に怪我や発熱等の症状が確認され、お子様の旅行の継続が困難な場合は、保護者の方に迎えに来ていただく場合があります。
- 5 上記3及び4の対応に伴い発生する費用（参加中止に係り発生するキャンセル料、傷病等治療費、本人及び保護者の送迎のための交通費や滞在のための宿泊費等）につきましては、保護者の方に御負担をいただきます。
ただし、本校ではこのことに係る費用負担軽減のため、本人及び保護者の送迎のための交通費や滞在のための宿泊費について、一定の条件下で補償可能な旅行保険に加入しております。
- 6 万が一、実施期間中に新型コロナウイルス感染症発症者（またはその疑いのある疾病者）が確認された際、保健所・医療機関の指示に従い旅行団（学年全体）の活動を中断し帰札する場合があります。



宿泊学習に関するQ&A

Q 1 新型コロナウイルス感染症の感染状況から9月に宿泊学習が行えなくなった場合、延期することはないのか。

A 1 9月に宿泊学習が行えなくなった場合、実施時期や訪問先を検討し延期の予定です。宿泊学習実施の有無につきましては、札幌市教育委員会の判断となります。

Q 2 当日、やむを得ず欠席となる場合は、どこに連絡をするのか。

A 2 当日、やむを得ず欠席する場合は、しおりに記載の【指定された時間・電話】に連絡をしてください。川上教諭が対応いたします。

Q 3 旭川市内でなど手を洗うことができない場所では、どのように消毒を行えばよいか。

A 3 旭川市内では、昼食をとることになります。店舗での感染対策に従うことになります。学校側も除菌用アルコールを準備し、バスの乗車前など定期的に生徒全員の手指の消毒を行う予定ですが、さらに必要であれば、アルコールを含んだウェットティッシュや携帯用除菌スプレーやジェル等を持参させてください。

Q 4 マスクは必ず使い捨てのものを使用しなければならないのか。

A 4 手づくりマスクでも使い捨てマスクでも構いません。清潔なものを1日1枚で使用してください。

Q 5 出発時を含め、宿泊学習期間中に怪我や発熱等の症状が確認された場合の対応はどうか。

A 5 下記の対応となります。

(1) 出発前の場合

保護者の方への連絡し、学校まで保護者の方に迎えに来ていただきます。保護者の方が迎えに来るまでの間、教職員が付き添います。

(2) 出発後の場合

①発熱等の症状が確認された場合

保護者の方への連絡と並行して、現地の「帰国者・接触者相談センター」に相談し、対応については、「帰国者・接触者相談センター」の判断に従います。その間、生徒は別室対応を行います。

- ・「帰国者・接触者相談センター」から医療機関への受診の必要がないとの回答があった場合や、一般の医療機関への受診を勧められた場合は、医師の判断、指示に従い、生徒自身の旅行継続が困難と判断した場合は保護者の方に迎えに来ていただきます。保護者の方が迎えに来るまでの間、教職員が付き添います。新型コロナウイルス感染症の疑いがなく、生徒の様子から旅行継続が可能と判断した場合は、旅行を継続します。
- ・新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断され、「帰国者・接触者外来」の受診となった場合、原則旅行を切り上げ、帰札方法を保健所と相談し、保護者の方に連絡します。

②怪我等が確認された場合

保護者の方への連絡と並行して、現地の医療機関を受診します。医師の判断、指示に従い、生徒自身の旅行継続が困難と判断した場合は保護者の方に迎えに来ていただきます。保護者の方が迎えに来るまでの間、教職員が付き添います。生徒の怪我等の状態から旅行継続が可能と判断した場合は、旅行を継続します。

Q 6 バス等に乗車中の対策はどのようになるか。

A 6 乗車中は、全員が進行方向に対して前を向き、隣同士の会話は大声を出さない、マスクを着用する、換気についても可能な限りの対応を行います。

Q 7 『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き』中に「食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本としていただきます。」とあるが、基本以外にどんな提供方法があるのか。

A 7 今回の宿泊学習では、基本どおり、すべてセットメニューとなっております。例外はありません。

Q 8 宿泊学習期間中に怪我や発熱等の症状が確認され、旅団から離れて医療機関において処置が必要な場合の医療機関までの移送費用はどうか。

A 8 札幌市教育委員会において移送費を支払います。

Q 9 宿泊学習期間中に怪我や発熱等の症状が確認され、旅団から離れて医療機関において処置した後、旅団に合流する場合の移送費用はどうか。

A 9 札幌市教育委員会において移送費を支払います。

Q 10 保護者が生徒を現地に迎えに行くための交通費および宿泊費はどのようになるか。

A 10 生徒1名につき50万円（保護者2名分の限度）の補償がある保険に加入しています。ただし、旅行中に発症し、医師の治療を受けて、その後の旅行が全く不可能な場合となります。

Q 11 保護者が生徒を現地に迎えにいき、現地での交通費や通信費はどのようになるか。

A 11 合算で3万円の補償がある保険に加入しています。ただし、旅行中に発症し、医師の治療を受けて、その後の旅行が全く不可能な場合となります。

Q 12 保護者が生徒を現地に迎えにいき、宿泊学習に関わる以外で、現地で保護者や生徒が負担した食事代はどのようになるか。

A 12 補償されません。

Q 13 現地の医療機関の判断で、現地で延泊することになった場合の生徒の宿泊費はどのようになるか。

A 13 補償されません。（保護者に関しては、《Q10-A10》のとおり補償されます。）

Q 14 生徒が保護者とともに、旅行日程と異なり、帰札のため、予定していた交通機関を利用できなかった場合の交通費はどのようになるか。

A 14 交通費は《Q10-A10》の50万円の中で補償されます。ただし、旅行中に発症し、医師の治療を受けて、その後の旅行が全く不可能な場合となります。